

平成 26 年度第 1 回青森市健康福祉審議会 会議概要

- 1 開催日時 平成 27 年 3 月 26 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分
- 2 開催場所 青森市福祉増進センター3 階 大会議室
- 3 出席委員 成田祥耕委員長、秋元武磨委員、長内幸雄委員、加川幸男委員、
風晴賢治委員、鎌田慶弘委員、河合敏雄委員、工藤昭委員、佐藤秀樹委員、
嶋中繁樹委員、鈴木昭夫委員、千葉金作委員、中嶋卓美委員、成田崇信委員、
嶋海明敏委員、堀内芳男委員、前田保委員、道川晋司委員、三浦裕委員、
宮崎秀一委員、村上秀一委員、村松薫委員、山内了介委員、山田弘治委員
《計 24 名》
- 4 欠席委員 亀田雅代委員、木村聖一委員、木村隆次委員、田中文明委員、三浦祐一委員、
森理恵委員、大村育子委員
《計 7 名》
- 5 事務局 健康福祉部長 赤垣敏子、青森市保健所長 野村由美子、
健康福祉部理事 今村貴宏、健康福祉部理事 能代谷 潤治、
健康福祉部次長 和田孝行、
健康福祉部参事（健康福祉政策課長事務取扱） 木浪龍太、
健康福祉部参事（高齢介護保険課長事務取扱） 赤坂寛、
障がい者支援課長 百田満、子どもしあわせ課長 小倉信三、
国保医療年金課長 福井直文、生活福祉課長 花田清志、
保健予防課長 田中聡子、生活衛生課長 工藤猛、
健康づくり推進課長 浦田浩美、浪岡事務所健康福祉課長 山口朋子、
健康福祉政策副参事 森田新、健康福祉政策課主査 櫻庭雄介、
健康福祉政策課主事 牧寛子、健康福祉政策課主事 山下貴子、
健康福祉政策課主事 木原敏幸 《計 20 名》
- 6 会議次第
 - 1 開会
 - 2 健康福祉部長あいさつ
 - 3 健康福祉審議会委員長あいさつ
 - 4 案件
 - (1) 「地域福祉専門分科会」の設置について
 - (2) 平成 26 年度審議会・専門分科会等の開催状況について
 - (3) 平成 27 年度健康福祉部主要事業について

5 閉会

7 議事要旨

案件（１）「地域福祉専門分科会」の設置について

事務局から資料 1－①及び資料 1－②のとおり、説明した。

意見、質疑応答

なし

案件（２）平成 26 年度青森市健康福祉審議会・専門分科会等の開催状況について

健康福祉審議会委員長、民生委員審査専門分科会長、障がい者福祉専門分科会長、児童福祉専門分科会長、高齢者福祉専門分科会長及び地域保健専門分科会長から資料 2 のとおり報告があった。

民生委員審査専門分科会事務局から、平成 27 年度の開催予定として、5 月、10 月及び平成 28 年 1 月の計 3 回と説明した。

障がい者福祉専門分科会事務局から、「青森市障がい福祉計画第 4 期計画」について、資料 2－②のとおり説明した。並びに、平成 27 年度は 5 回開催する予定であることを説明した。

児童福祉専門分科会事務局から、平成 27 年度開催予定として 8 回程度予定していること、及び、平成 28 年度を初年度として、新たに青森市子ども総合計画を策定することを説明した。

高齢者福祉専門分科会事務局から、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 6 期計画」について、資料 2－③のとおり説明した。並びに、平成 27 年度開催予定として 3 回を予定していることを説明した。

地域保健専門分科会事務局から、「元気都市あおもり健康づくり推進計画」について、資料 2－④のとおり説明した。並びに、平成 27 年度開催予定として 2 回を予定していることを説明した。

健康福祉審議会事務局から、平成 27 年度の予定について、大半の委員の任期が 10 月 19 日付けで満了することから、10 月中旬に新たな委員の委嘱のため、健康福祉審議会を開催する予定であることを説明した。

意見、質疑応答

なし

案件（３）平成２７年度健康福祉部主要事業について

平成２７年度の健康福祉部事業のうち、健康福祉部の主な取組について、事務局から資料３－①及び資料３－②のとおり説明した。

そのほか、浪岡事務所健康福祉課から、花岡プラザ運営管理事務について、資料３－③のとおり説明した。

意見

- 事業を行うに当たっては、市は単純作業としてではなく、心を通わせた対応をしてほしい。
- 市役所に相談に行った際に、窓口において、市職員から、その件については、わからないから別の課に行くように指示された、との新聞報道があったが、市の対応について、相談を受けた場合は、相談に来られた方に適切に対応してほしい。

質疑応答

- 避難行動要支援者対策事業について、避難行動要支援者の名簿を地域包括支援センターに提供することはできないか。
 - ・（事務局）通常時においては、当該名簿を提供する対象は法律上限られており、地域包括支援センターへの提供はできないものであるが、災害が発生した場合は、状況により同センターへ援護依頼をすることとしているところである。
- 生活困窮者自立支援事業について、給付金の対象者は住宅を喪失している者限定ということか。また、支給される給付金は定額か。
 - ・（事務局）給付金の対象者は、仮住まいをされている方や、アパートを出ざるを得なくなった方が対象となる。また、給付金の上限額は、単身者であれば 31,000 円、複数者は 43,000 円となる。